委　託　設　計　書

課　長	係　長	照　査	設　計

令和 8 年度　　設計年月 令和 8 年 10 月　　工期　令和 9 年 3 月 15 日

委　　託　　名　鳥羽　洲崎処分場植樹管理委託

委　託　場　所　京都市南区上鳥羽塔ノ森洲崎町

京都市上下水道局洲崎処分場

委　託　料　金　　円

委　託　価　格　　円

消費税及び
地方消費税相当額　　円

京 都 市 上 下 水 道 局

内 訳 書 （ 総 括 ）

委 託 名	鳥羽　洲崎処分場植樹管理委託							
費　目	工　　種	種　　別	単位	数　量	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
委託料								
	その他							
		直接費	式	1				
		諸経費	式	1				
委託価格								
消費税及び地方消費税相当額			式	1				
委託料計								

内 訳 書

委託名	鳥羽　洲崎処分場植樹管理委託								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
委託料									
直接費									
	雑木伐採作業		式	1					
	計								[複合費]
	直接費計								直接費
計（委託原価）									
諸経費									
	諸経費		式	1					
	諸経費計								諸経費

内 訳 書

委託名	鳥羽　洲崎処分場植樹管理委託								
費目・種別	細　　別	形状・寸法	単位	数　量	単　　価	金　　額	数量増減	金 額 増 減	摘　　要
委託価格									
消費税及び 地方消費税 相当額			式	1					
委託料計									

令和８年度

鳥羽　洲崎処分場植樹管理委託

特　記　仕　様　書

京都市南区上鳥羽塔ノ森梅ノ木１

京都市上下水道局下水道部　鳥羽水環境保全センター汚泥処理課

第 1 章　総　　則

1　適用範囲

本仕様書は、表記委託に適用する。

2　用語の定義

この仕様書において使用する用語は、次に定めるところによる。

⑴　指示とは、総括監督員、主任監督員又は担当監督員（以下「監督員」という。）が受注者に対し、その委託業務の遂行に必要な事項について書面又は口頭にて、実施させることをいう。

⑵　承諾とは、受注者の報告又は提案事項について、監督員が同意することをいう。

⑶　協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合意することをいう。

⑷　設計図書とは、仕様書・内訳書・添付図面を総称していう。

3　委託業務の履行

本委託は設計図書により、監督員の指示に従い、正確に業務を履行しなければならない。

4　疑義の確認

本仕様書に明記されていない事項又は内容について疑義が生じた場合は、監督員と協議の上定める。

5　法規の遵守

受注者は委託業務に当たり、次の各号に掲げる法令その他関係諸法規を遵守して委託を安全かつ円滑に施行し、その適用及び運用は受注者の責任において行なわなければならない。

⑴　京都市上下水道局契約規程
⑵　労働基準法
⑶　労働安全衛生法
⑷　下水道法
⑸　建設業法
⑹　建築基準法
⑺　電気事業法
⑻　その他関係法令、例規等

6　書類の提出

受注者は、工事関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

なお、様式及び提出部数については、監督員の指示によるものとする。また、契約後、区分紙を挿入した提出書類用ファイルを作成し、速やかに提出すること。

7　現場代理人等

⑴　受注者又は当局の承諾を得た代理人は、委託期間中現場に常駐して指揮に当たらなければならない。ただし、現場代理人の委託現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認めた場合には、常駐を要しないこととすることができる。

⑵　現場代理人等を不適当と認めるときは、これを交代させることがある。

8　適用規格

委託の適用規格は次の各号のとおりとする。

⑴　日本産業規格(JIS)
⑵　日本下水道協会規格(JSWAS)
⑶　日本水道協会規格(JWWA)
⑷　機械学会設計基準
⑸　日本電機工業会標準規格(JEM)
⑹　電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
⑺　電気設備に関する技術基準
⑻　その他関係規格及び基準

9　励行及び厳禁

受注者は、場内の立入禁止･火気厳禁･使用禁止等の指定場所施設における指示事項等を厳守するように、従事者を指導管理しなければならない。

１０　指示・承諾

次の各号に挙げる事項については、すべて監督員の指示又は承諾を受けなければならない。

⑴　委託の施行順序・方法・工程　　⑶　既設の機器設備の運転・停止に関すること

⑵　委託に使用する仮設物

１１　関係監督官庁への許認可申請等

⑴　法令で定められた関係監督官庁への許認可申請等の手続きは、受注者において迅速に処理しなければならない。

⑵　関係監督官庁、その他の者に対し交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督員に申し出て、その指示に従わなければならない。

１２　納入材料及び機器

⑴　委託業務において納入する材料及び機器は、すべて未使用の製品を用いること。品質又は品名等が明示されていないものを納入するときは、監督員の承諾を受けなければならない。

⑵　委託現場に納入する材料及び機器は、すべて監督員の確認を受けること。この手続を怠り、監督員が不適当と認めたときは、使用後であってもこれを適当品と取り替えなければならない。

１３　電力及び雑用水

委託業務に必要な電力及び雑用水は、場内の別に指定する位置より支給する。ただし、支給を受けるに当たって、受注者は監督員の指示に従わなければならない。指示に反するときは、当局は支給を止めることができる。

１４　既設構造物の保護

委託業務に当たって、受注者は地上及び地下の既設物その他に支障を及ぼさないように、防護措置をとらなければならない。

１５　運搬及び保管

⑴　破損等のないように入念に荷造りし、発着後の整理保管には十分に注意を払うこと。

⑵　各種材料機器の発送に当たっては、発送人名と受取るべき受注者名及び表記委託名を明確に記し、荷受に当たっては受注者が責任をもって処置すること。荷受すべき受注者不在のときは原則として日時を改めるものとする。

なお、下請人が直接発送するときは、必ず受注者名を明記すること。

１６　委託現場発生品

受注者は、委託業務によって生じた現場発生品（発注者への返納品等）について、現場発生品の調書を作成し、監督員に提出しなければならない。

１７　建設副産物の適正処理について

発生品のうち、産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、受注者が責任を持って合法的に廃棄処分すること。当該廃棄物については、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストを発行し、廃棄処理が適正に行われていることを確認するとともに、そのＡ票、Ｂ２票、Ｄ票等の写しを監督員に提出すること。

なお、管理票は委託完了後から、５年間保存しなければならない。

１８　安全管理

⑴　受注者は委託業務に関する公衆災害、交通事故、労働災害、物件損傷その他の事故等の発生を未然に防止するため、必要かつ十分な安全管理の措置を講じること。

⑵　受注者は委託業務に当たり、安全管理に関する諸法規及び関係通達等を遵守のうえ、安全で円滑な施行を図り、適宜必要に応じて、地下埋設物・酸素欠乏症・火災・感電・墜落・爆発等の事故防止に努めなければならない。

⑶　受注者は、委託業務の安全施行の確保に必要かつ十分な安全管理体制を組織すること。

⑷　受注者は自己の従業員はもちろんのこと、下請関係者等を含めた委託業務関係者全員に安全管理について周知徹底させること。

⑸　受注者は、委託作業中における事故防止のため、現場内の整理整頓、保安設備の設置等を行い万全を期すること。

⑹　受注者は、事故防止に備えて、標示・標識・ロープ・保安柵・注意灯・酸素欠乏測定器等、その他緊急時に必要な器具、機器及び資材等を常備しておくこと。

１９　受注者の負担

次の各号に要する費用は、受注者の負担とする。

⑴　軽易な事項で、設計図書に明記されていなくても、施行上並びに完了後の運転維持管理上欠くことのできない材料及び作業

⑵　各検査・試験及び写真撮影

⑶　委託の手直し、又は過誤使用により生じる材料及び労力

⑷　現場事務所・材料倉庫その他の仮設物の設置並びに撤去

⑸　委託期間中の安全管理施設や材料の運搬搬入並びに管理

⑹　関係監督官庁への許認可申請等の事務等に要する費用

２０　施設停止及び他委託等との競合

受注者は委託業務に当たって、処理施設の停止を必要とする場合は、綿密な計画を立て、最短の停止期間で施行すること。また、他委託等と競合する場合は監督員が施行期間の指定をする場合がある。

２１　段階確認

受注者は、試運転時及びその他監督員が求める施工段階において、段階確認を受けなければならない。

２２　完了検査

⑴　委託業務が完了すれば、受注者は直ちに現場内を清掃整理のうえ、下検査を行った後、当局の完了検査を受けなければならない。

⑵　完了検査に当たって、監督員の指示がある場合は受注者が立ち会うこと。

⑶　検査の結果、不合格の箇所があったとき、受注者は監督員の指示する期間内に手直しを完了しなければならない。

２３　損害補償

受注者は材料等の現場搬入時、又は施行時に既設構造物、機器、道路等を損傷した場合、及び第三者に損害を与えた場合は、復旧又は賠償の責任を負うこと。

２４　委託写真

受注者は、検査の資料となる記録写真（カラー）を作業前、作業中、作業後等、進行状況に応じて作業工程ごとに撮影し、完成後、説明などを書き添えて、写真帳に整理すること。

カメラは、銀塩カメラ又はデジタルカメラとする。

写真の大きさは、サービスサイズ（カラー）を標準とする。

写真帳はＡ４版を標準とし、表紙には契約年度、委託件名、受注者名、期間等を記入する。

デジタルカメラの写真を印刷する場合は、Ａ４版の上質紙とし、銀塩カメラの写真に比べて著しく劣ることのない画質であること、また、通常の使用条件のもとで５年間程度劣化が生じないものであることとする。

なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の 小黒板情報電子化についての一部改定について」（令和 5 年 3 月 15 日付け国技建管 第 6 号）に基づき実施しなければならない。

２５　雑則

⑴　受注者は委託業務に当たって、特許権その他第三者の権利の対象となっている作業方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

⑵　本仕様書の第２章以降及び内訳書、添付図面に記載された事項は、本仕様書の第１章に優先する。

⑶　水環境保全センターにおいて環境マネジメントシステムを運用していることに鑑み、受注者は環境に配慮した委託業務に努めなければならない。

⑷　受注者は委託業務に当たっては、可能な限り本市に本店を有する事業者から資材及び労務等の調達に努めること。

第 2 章　細　　則

1　委託概要

本委託は、京都市上下水道局洲崎処分場内の雑木の伐採を行うものである。

2　委託場所

京都市南区上鳥羽塔ノ森洲崎町

京都市上下水道局洲崎処分場

3　委託期間

令和9年3月15日までとする。

4　委託内容

⑴　本委託で行う雑木伐採の施工範囲は、別紙図面のとおりとする。

⑵　対象木は、監督員の指示する高さで伐採し、伐根は行わないものとする。

⑶　作業の際に支障となる、雑草の刈払い及びつる系植物の撤去を行うこと。

⑷　施工時期等について

ア　土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は作業を行わないこと。

イ　施工時期については、監督員と十分に協議のうえ、作業を行うこと。

⑸　伐採木処分について

ア　本業務で発生した伐採木については、伐採箇所付近の法尻に集積すること。箇所数については、監督員と協議すること。

イ　集積に際しては、監督員と協議のうえ、切断処理を行うこと。

ウ　その他、伐採木処分の詳細については、監督員と協議のうえ、作業を行うこと。

⑹　履行確認について

受注者は、各工種別の作業着手前及び完了毎に監督員へ報告すること。必要に応じて監督員が現場確認を行う。

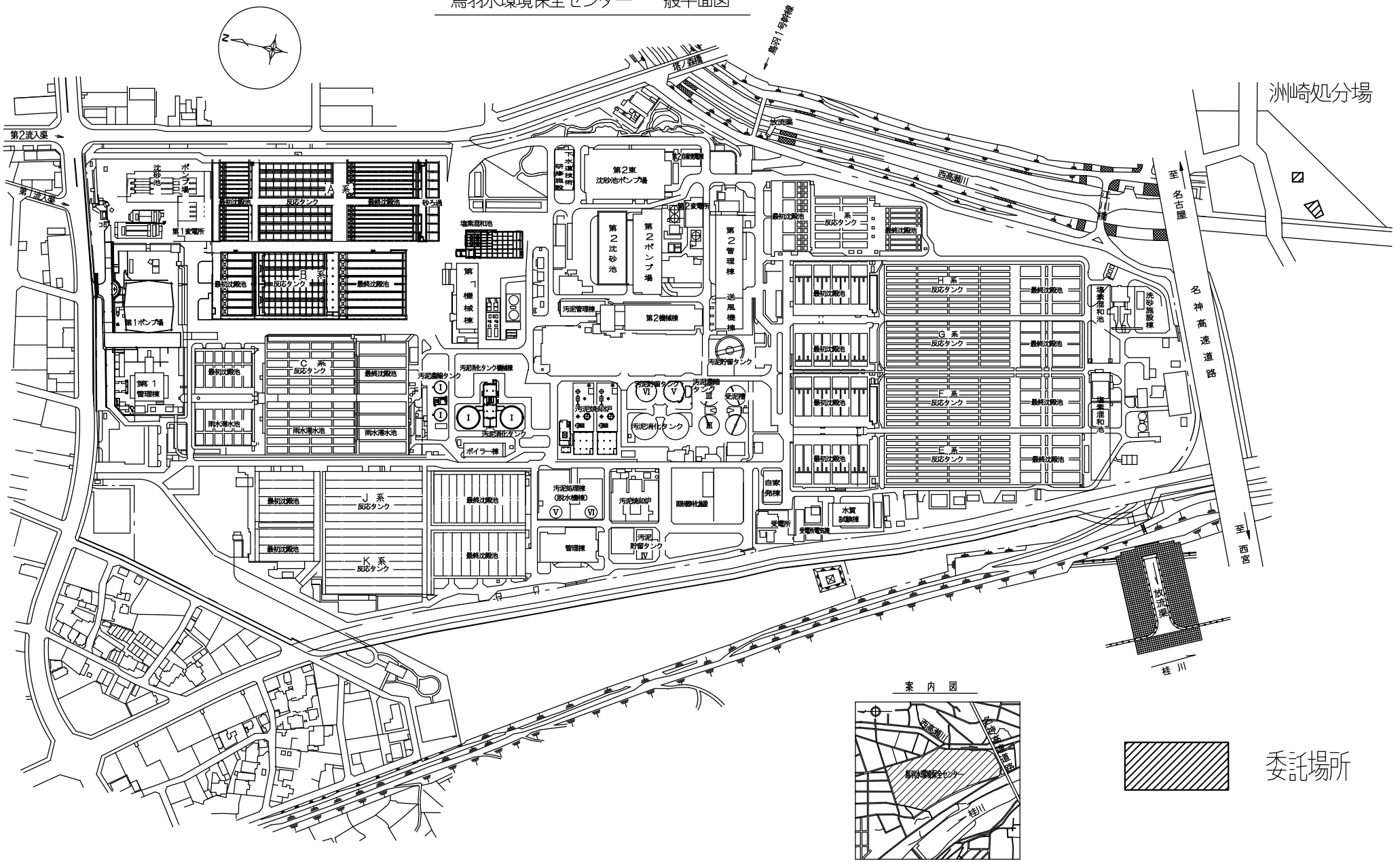
5　その他

⑴　本委託の作業場所には、洲崎処分場内の傾斜地及び電柱・電線付近の高所箇所が含まれているため、作業に際しては、安全に十分注意し、対策を行うこと。

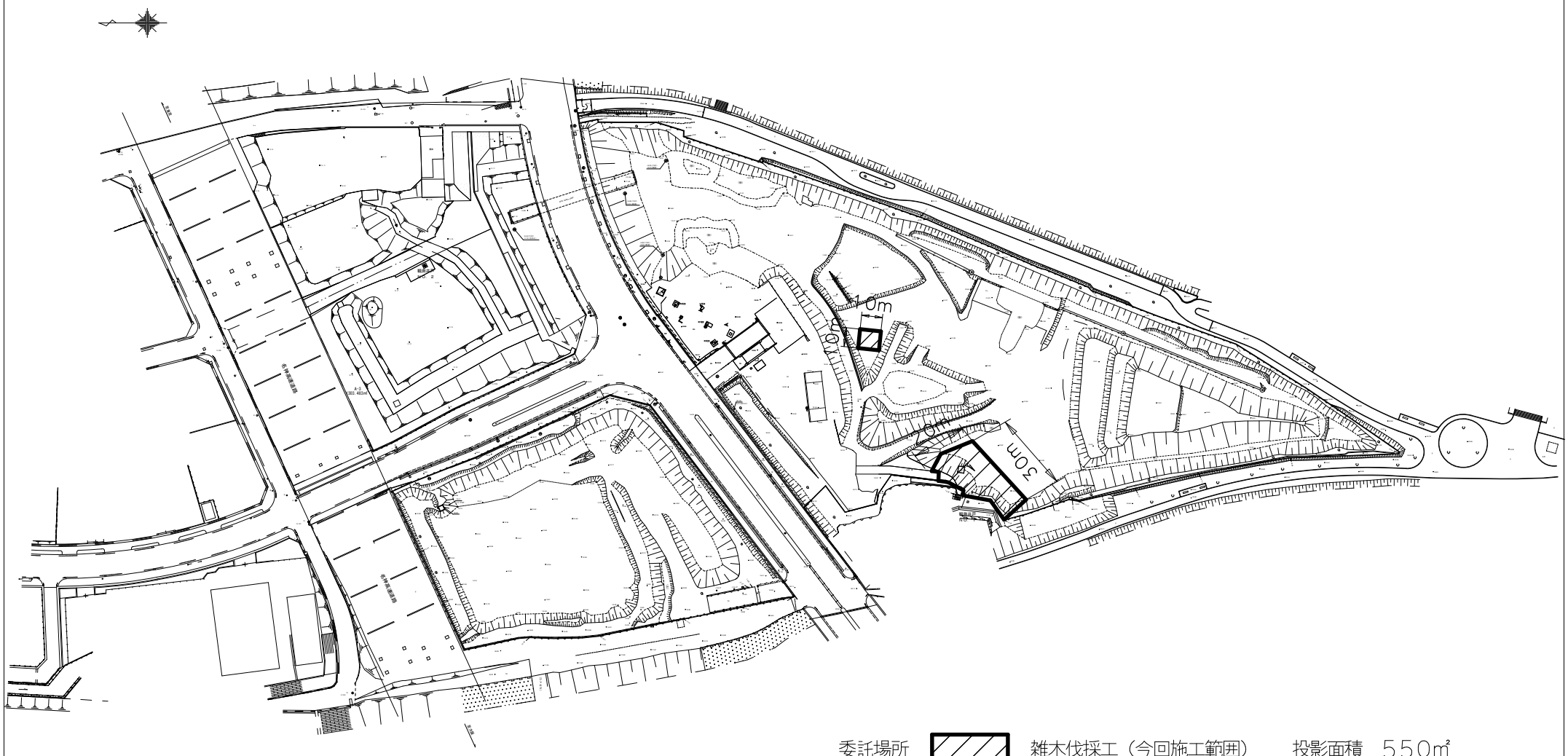
⑵　本委託の作業場所は、河川遊歩道及び公道に隣接しているため、作業に際しては、第三者への安全管理を十分に行うこと。万一、トラブルが生じた場合には受注者の責任で解決すること。

⑶　本仕様書及び設計書に明記されていない詳細事項については、監督員と協議のうえ、その指示に従うこと。

鳥羽水環境保全センター　一般平面図



令和８年度　　鳥羽　洲崎処分場植樹管理委託



委託場所　　雑木伐採工（今回施工範囲）　　投影面積　５５０㎡

※委託業務範囲の詳細は当局監督員の指示による